

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
	VZB	外観の一部の面が開示されていないもの

対応する旧意匠分類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

定義(図例必須)

図面において、正面、平面、背面、底面、右側面、左側面の6面のうち、意匠登録を受けようとする意匠の形態が開示された面が5面以下であるもの。

事例「額縁」 ※背面図が不足している

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

- 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)
- 【このDタームを付与する場合】**
- ・ 参考図でのみ開示されている面は開示されたものと扱わない。
- 【このDタームを付与しない場合】**
- ・ 図の記載がなくとも、意匠の説明の欄に他の図と同一又は対称であるとの説明が記載された面の図は、開示されているものとして扱う。
  - ・ 斜視図については、図中に表された面が複数である場合は、その各面が開示されているものとして扱う。
  - ・ 上記の6面が開示されていれば、蓋と椀のように分離するもの、ノートパソコンのように折りたためるもの、他のパーツによって隠れる部位があるものについて、内側の開示がなされていなくても、本Dタームは付与しない。
  - ・ 紙や織物地等の薄地の物品において、開示された面が表面と裏面の2面である場合はこのDタームを付与しない。

このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には VZA のみを付与する。
VZA	図の中で意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けたもの	
過去に分類した物品の名称		